

最低基準調書【幼稚園型認定こども園】

1 基礎情報																																									
① 施設名				② 所在地 札幌市 [] 区 []																																					
③ 認定予定年月日 令和 [] 年 [] 月 [] 日				④ 幼稚園の認可年月日 [] 年 [] 月 [] 日																																					
⑤ 類型																																									
単独型		認可を受けた幼稚園において2号認定（3～5歳）子どもを受入れる施設																																							
接続型		単独型の施設とは別に3号認定（0～2歳）子どもを対象とした保育機能施設を併設した施設																																							
並列型		幼稚園舎とは別に2・3号認定（0～5歳）子どもを対象とした保育機能を併設した施設																																							
2 運営内容等								適否	審査事項																																
① 利用定員								—	※持ち上がりを考慮し、下の年齢が上の年齢を上回ることの無いような定員設定とすること。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>									0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1号				人	人	人	人	2・3号	人	人	人	人	人	人	人	合計	人	人	人	人	人	人	人		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																																		
1号				人	人	人	人																																		
2・3号	人	人	人	人	人	人	人																																		
合計	人	人	人	人	人	人	人																																		
② 学級編制（3歳以上に係る学級に限る）									3歳以上の園児について、35人以内を1学級とする学級編成となっているか。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> <td>学級</td> </tr> <tr> <td>1学級あたりの園児数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									3歳	4歳	5歳	合計	学級数	学級	学級	学級	学級	1学級あたりの園児数	人	人	人																				
	3歳	4歳	5歳	合計																																					
学級数	学級	学級	学級	学級																																					
1学級あたりの園児数	人	人	人																																						
③ 3歳以上の園児への食事の提供方法								—																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>A 園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）</td> </tr> <tr> <td>B 園内で調理する方法（調理は委託）</td> </tr> <tr> <td>C 園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）</td> </tr> <tr> <td>D 園外で調理して搬入する方法（調理は委託）</td> </tr> </tbody> </table>								A 園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）	B 園内で調理する方法（調理は委託）	C 園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）	D 園外で調理して搬入する方法（調理は委託）																														
A 園内で調理する方法（調理は設置法人の調理員）																																									
B 園内で調理する方法（調理は委託）																																									
C 園外で調理して搬入する方法（調理は施設の設置法人の調理員）																																									
D 園外で調理して搬入する方法（調理は委託）																																									
④ 食事を園外で調理して搬入する場合（③でC又はDを選択した場合）									食事を園外で調理して提供する場合、適切な食事を提供できる体制が整っているか。																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。</td> </tr> <tr> <td>認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。</td> </tr> <tr> <td>子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。</td> </tr> <tr> <td>食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。</td> </tr> </tbody> </table>								食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。	認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。	子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。	食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。																														
食事の提供の責任が認定こども園にあり、管理者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されている。																																									
認定こども園又は他の施設、市等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる。																																									
子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が行われ、並びに子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。																																									
食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努める。																																									
⑤ 食事を園外で調理して搬入する場合で、かつ、調理を委託する場合（③でDを選択した場合）																																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。</td> </tr> </tbody> </table>								受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。																																	
受託する者が認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有しており、かつ、調理業務を遂行するに当たり、認定こども園の設置者が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような契約が締結されている。																																									

4 設備			適否	審査事項													
① 園舎の面積				年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A $320m^2 + 100m^2 \times (\text{学級数} - 2) = m^2$</td> <td>$m^2$</td> </tr> <tr> <td>B 2歳の園児 $\times 1.98m^2 = m^2$</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>C 2歳未満の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$</td> <td>m^2</td> </tr> </tbody> </table>			基準面積	実面積	A $320m^2 + 100m^2 \times (\text{学級数} - 2) = m^2$	m^2	B 2歳の園児 $\times 1.98m^2 = m^2$	m^2	C 2歳未満の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2							
基準面積	実面積																
A $320m^2 + 100m^2 \times (\text{学級数} - 2) = m^2$	m^2																
B 2歳の園児 $\times 1.98m^2 = m^2$	m^2																
C 2歳未満の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2																
② 園庭の面積				年齢別の定員、学級数に応じて必要な園庭面積を有しているか。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1 $400m^2 + 80m^2 \times (\text{学級数} - 3) = m^2$</td> <td>$m^2$</td> </tr> <tr> <td>A2 2歳の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>B 2歳以上の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$</td> <td>m^2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ A (A1+A2) 又はBのいずれか大きい方の面積以上であること。</p>			基準面積	実面積	A1 $400m^2 + 80m^2 \times (\text{学級数} - 3) = m^2$	m^2	A2 2歳の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2	B 2歳以上の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2							
基準面積	実面積																
A1 $400m^2 + 80m^2 \times (\text{学級数} - 3) = m^2$	m^2																
A2 2歳の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2																
B 2歳以上の園児 $\times 3.3m^2 = m^2$	m^2																
③ 満2歳未満の園児に係る乳児室及びほふく室の面積				年齢別に必要な室の面積が確保されているか。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等の種類</th> <th>基準面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>$0\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$</td> <td>$m^2$</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>$1\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$</td> <td>$m^2$</td> </tr> </tbody> </table>			保育室等の種類	基準面積	実面積	乳児室	$0\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$	m^2	ほふく室	$1\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$	m^2		※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。				
保育室等の種類	基準面積	実面積															
乳児室	$0\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$	m^2															
ほふく室	$1\text{歳の園児} \times 3.3m^2 = m^2$	m^2															
④ 満2歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育室等の種類</td> <td>基準面積</td> <td>実面積</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>$2\text{歳以上の園児} \times 1.98m^2 = m^2$</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>保育室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>m^2</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>			保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用	保育室等の種類	基準面積	実面積	保育室又は遊戯室	$2\text{歳以上の園児} \times 1.98m^2 = m^2$	<table border="1"> <tr> <td>保育室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>m^2</td> </tr> </table>	保育室	m^2	遊戯室	m^2	合計	m^2		
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用																	
保育室等の種類	基準面積	実面積															
保育室又は遊戯室	$2\text{歳以上の園児} \times 1.98m^2 = m^2$	<table border="1"> <tr> <td>保育室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>m^2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>m^2</td> </tr> </table>	保育室	m^2	遊戯室	m^2	合計	m^2									
保育室	m^2																
遊戯室	m^2																
合計	m^2																
⑤ 調理室の設置				調理室が設置されているか。													
<table border="1"> <tr> <td>A 調理室を幼稚園舎に設置</td> <td>B 設置なし（調理設備を設置）</td> </tr> <tr> <td>C 調理室を連携施設に設置</td> <td></td> </tr> </table> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。</td> </tr> <tr> <td>調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するためには必要な措置が講じられている。</td> </tr> </table>			A 調理室を幼稚園舎に設置	B 設置なし（調理設備を設置）	C 調理室を連携施設に設置		調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。	スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。	調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するためには必要な措置が講じられている。		また、保育室等を3階以上の階に設置する場合の基準を満たしているか。						
A 調理室を幼稚園舎に設置	B 設置なし（調理設備を設置）																
C 調理室を連携施設に設置																	
調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。																	
スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。																	
調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するためには必要な措置が講じられている。																	
⑥ その他の設備の設置（設置する場合は○）				医務室、便所が設置されているか。													
<table border="1"> <tr> <td>医務室（保健室）</td> <td>便所</td> </tr> </table>			医務室（保健室）	便所													
医務室（保健室）	便所																
⑦ 建物の種類・構造等			⑧ 保育室等の設置階														
<table border="1"> <tr> <td>耐火建築物 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物</td> </tr> <tr> <td>準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号に該当する準耐火建築物を除く。)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </table>			耐火建築物 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物	準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号に該当する準耐火建築物を除く。)	その他	<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>階</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>階</td> </tr> </table>	①	階	②	階	③	階	④	階	保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物（イ準耐）であるか。 保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。		
耐火建築物 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物																	
準耐火建築物 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号に該当する準耐火建築物を除く。)																	
その他																	
①	階																
②	階																
③	階																
④	階																
<p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、以下も入力すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。</td> </tr> <tr> <td>カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている。</td> </tr> </table>					壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている。											
壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。																	
カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されている。																	

<p>⑨ 転落防止用設備</p> <table border="1" data-bbox="192 175 1216 377"> <tr> <td colspan="4">保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。</td></tr> <tr> <td>階</td><td></td><td>階</td><td></td></tr> <tr> <td>階</td><td></td><td>階</td><td></td></tr> </table>	保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。				階		階		階		階		<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。 ※設置している具体的な転落防止設備を入力してください。</p>																				
保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。																																	
階		階																															
階		階																															
<p>⑩ 警報・通報設備</p> <p>※保育室等の設置階が3階以上の場合、入力すること。</p> <table border="1" data-bbox="192 534 1216 586"> <tr> <td>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。</td> </tr> </table>	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	<p>保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。</p>																															
非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。																																	
<p>⑪ 避難用設備等</p> <table border="1" data-bbox="192 646 1216 1096"> <tr> <td colspan="4">次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。（3階以上に保育室を設置する場合）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">階</td><td>常用</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>避難用</td><td colspan="2"></td></tr> </table>	次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。（3階以上に保育室を設置する場合）				階	常用			避難用			階	常用			避難用			階	常用			避難用			階	常用			避難用			<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。 また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。</p>
次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。（3階以上に保育室を設置する場合）																																	
階	常用																																
	避難用																																
階	常用																																
	避難用																																
階	常用																																
	避難用																																
階	常用																																
	避難用																																